

船橋市中小企業融資実施要領

(取扱金融機関)

第1条 船橋市中小企業融資規則（昭和51年規則第12号。以下「規則」という。）

第6条に規定する市長が指定する取扱金融機関は、次の表に掲げる金融機関とする。

金融機関名	支店名		
千葉銀行	船橋	船橋北口	西船橋
	高根台	習志野台	二和向台
	小室	中山	津田沼駅前
	津田沼	鎌ヶ谷	白井
	薬円台	実籾	八千代緑が丘
京葉銀行	船橋	船橋駅前	北習志野
	二和向台	新船橋	高根
	馬込沢	中山	津田沼
	藤崎	実籾	八千代緑が丘
	鎌ヶ谷	新鎌ヶ谷	白井
千葉興業銀行	船橋	夏見	薬円台
	中山	原木中山	津田沼
	習志野	鎌ヶ谷	白井
	勝田台	新八千代	八千代
	花見川	米本	村上
東京東信用金庫	船橋	馬込	三咲
	津田沼	本八幡	
千葉信用金庫	三山	津田沼	
東京ベイ信用金庫	高根	大野	
みずほ銀行	船橋	西船橋	津田沼
	鎌ヶ谷		
三菱UFJ銀行	船橋	船橋駅前	津田沼
りそな銀行	船橋	北習志野	津田沼
三井住友銀行	船橋	船橋北口	津田沼駅前
きらぼし銀行	船橋		
商工中金	千葉		
常陽銀行	船橋		

(融資の取扱いの開始)

第2条 前条で規定する金融機関が、融資の取扱いを開始する場合は、あらかじめ、市

長と融資制度の運用についての覚書を取り交わさなければならない。

2 前項で規定する覚書の様式は、市長が別に定めるものとする。

(融資の申請)

第3条 規則第10条第1項に規定する保証協会の指定する書類は、別表8の項から15の項のとおりとする。

2 規則第10条第1項第1号に規定する書類は、申込人に係る市区町村税全てに滞納がないことを証明するものとする。ただし、申込人が市税全般に係る納税状況の調査について同意した場合には省略することができるものとする。なお、申込人が次の各号いずれかに該当する場合には各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 創業支援資金申込者のうち個人で事業を行う市外申込者の場合は、市区町村税及び固定資産税に滞納がないことを証明するもの
- (2) 創業支援資金申込者のうち事業開始後1年未満の場合は、別表16の項に定めるもの

3 規則第7条及び第10条第1項第2号に規定する税目は、市区町村民税及び固定資産税とし、融資申込年度及び前年度の当該税目に滞納がないことを証明する書類を提出しなければならない。

4 規則第10条第1項第3号に規定する書類は、別表2の項から7の項および、17の項から24の項のとおりとする。

(融資を受けた資金の使用制限)

第4条 規則第12条に規定する設備及び運転に要する経費に、次の各号に定めるものは含めないものとする。

- (1) 土地の取得資金
- (2) 税金の支払資金
- (3) 設備資金において見積額の9割を超える金額
- (4) 事業用でない車両の購入資金
- (5) 船橋市資金繰り円滑化借換融資制度取扱要綱に基づかない借入金の返済資金
- (6) 代表取締役を含む役員報酬
- (7) 資金使用の場所が市外である資金
- (8) 生活・住宅・投機に係る資金

(融資決定後の手続き)

第5条 融資承諾通知を受けた者のうち、資金使途が設備の場合には、市長に設備完了届を提出しなければならない。

(融資条件の変更)

第6条 規則に基づき融資を受けたものが、特別の事情により融資条件の変更を申し出た場合には、保証協会の承認を得て変更することができる。

附 則

この要領は、平成8年8月23日から施行する。但し、第2条第3号及び別表第1の区分9の病原性大腸菌(O-157)に関連する事項は、平成8年12月末日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成9年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。但し、第2条第3号及び別表第1の区分9の牛海綿状脳症患者に関連する事項は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成14年6月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成14年9月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成14年12月16日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成15年2月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年10月14日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定中創業支援資金に関する部分は、平成17年4月13日以後に保証協会の保証承諾を受けた融資について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前

の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年10月13日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市中小企業融資実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月15日から施行する。

別表

区分	必 要 書 類	備 考	
1	市 所 定 様 式	船橋市中小企業資金融資申込書	
2		融資資金使途詳細内訳表	
3		連帯保証人の納税に係る誓約書	(注1)
4		新規申込者に係る実態確認書	(注2)
5		借換え申請書兼借換え対象者確認書	(注3)
6		市外申込者の納税に係る誓約書	(注4)
7		創業後確定申告未済・市外在住の個人事業主の申告に係る誓約書	(注5)
8	保 証 協 会 様 式	信用保証委託申込書	
9		保証人明細	(注1)
10		申込人概要	
11		信用保証依頼書	
12		創業・再挑戦計画書	(注6)
13		事業計画書	(注3)
14		返済同意書	(注3) (注7)
15		建設業の宣誓書	(注8)
16	添 付 書 類	市内で事業を開始することが分かるもの	(注9)
17		印鑑登録証明書 (申込人・保証人)	
18		許可書、証明書等	(注10)
19		見積書 ・ カタログ ・ 設計書 等	(注11)
20		住民票 ・ 在留カード 等	(注12)

21	直近1期分の確定申告書	(注13)
22	直近1期分の決算書	(注14)
23	認定書	(注15)
24	船橋市に市民税を納付したことが分かるもの	(注16)
25	その他	

(注1)	保証人を付す場合に必要
(注2)	船橋市制度融資を初めて申込む場合に必要
(注3)	借換制度を利用する場合に必要
(注4)	創業支援資金申込者の住所地が市外の場合に必要
(注5)	創業後確定申告未済で市外在住の個人事業主が申込む場合に必要
(注6)	創業後1年未満かつ新規で創業支援資金申込者のみ必要
(注7)	借換に係る資金の取扱金融機関(支店まで)がすべて同一の場合は不要
(注8)	建設業の軽微工事請負業者の場合のみ必要
(注9)	申込人が市内で新たに事業を開始後1年未満の場合、個人事業の開業・廃業等届出書等、法人設立等申告書の写しが必要
(注10)	許可を要する業種の場合
(注11)	資金使途が設備の場合
(注12)	申込人が個人事業主の場合は住民票が必要、その他必要に応じて
(注13)	申込人が個人事業主の場合のみ必要
(注14)	申込人が法人の場合のみ必要
(注15)	特定中小企業者対策資金申込者の場合、セーフティネット保証認定書又は東日本大震災復興緊急保証認定書が必要
(注16)	法人は法人市民税、個人事業主は市民税の領収証または納税証明書。非課税の場合は、個人事業主は非課税証明書、法人は市税納税証明書(滞納等に関する証明書)。

※市所定様式以外の提出書類は写しも可。